

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに  
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）  
（電子メールによる事前教示回答書兼用）（関税評価回答用）

（照会者名）（敬称） \_\_\_\_\_ から、令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に照会がありました、  
インターネットによる（主な貨物の品名） \_\_\_\_\_ に係る関税評価についての照会につきまして  
は、下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせします。

切替えを行わない理由：

- 具体的な取引内容が確定していない。又は将来予定されている取引だが具体的な資料が提出されていない。
- 関税等の免税の規定の適用を受ける貨物に係る照会である。
- 照会対象の取引等が、関税等の軽減を主要な目的とするものである。
- 照会対象の取引等と同様の事案が、事後調査中、不服申し立て又は訴訟中である。
- 照会対象の取引等が、関係者間で紛争中または紛争のおそれが極めて高い。
- その他：

税関 業務部  
首席関税評価官

上記照会貨物の関税評価上の取扱いについて、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります  
注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先） \_\_\_\_\_ まで  
お問い合わせください。

関税評価上の取扱い \_\_\_\_\_

通信欄 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただく  
ものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、  
税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（C  
第 1000 号-6）を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には参考  
となるべき資料の提出をお願いすることがあります。
2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の  
申出を行うことはできません。